

申請者：積 惟美

論文題目 税効果会計をめぐる経営者の裁量に関する実証分析

審査員 加賀谷哲之
福川 裕徳
河内山拓磨

本論文は、日本における税効果会計の導入が与えた経済的影響を検討したうえで、今後の会計基準やそれに関連した制度設計への示唆を獲得することを狙いとしている。日本は、米国に比べて、繰延税金資産のプレゼンスが高く、税効果会計の導入を促進・抑制するドライバーとして、投資家にとっての情報有用性とは異なる制度的背景（債権者保護、自己資本比率規制など）が影響を与えているという特徴を持つ。本論文では、こうした日本における制度的実態を前提として、税効果会計の導入が与えた経済的影響を明らかにしようとしている点に特徴がある。本論文の長所は、次のとおりである。

第1に、日本企業における繰延税金資産の回収可能性をめぐる経営者の裁量的な会計行動の実態を多面的な分析を通じて明らかにしている点で評価できる。本論文では日本企業が赤字決算回避のために繰延税金資産の回収可能性をめぐる判断を裁量的に変化させ、利益捻出している可能性がある点を示している。さらにそうした会計上の裁量行動が安定配当を支える可能性があることを明らかにしている点で興味深い。

第2に、日本企業における税効果会計をめぐる経営者の裁量行動が、債権者保護に関連する施策に与える影響を明らかにしている点で評価できる。本研究では、日本企業の経営者が増配や安定配当の財源確保のために、繰延税金資産に対する評価性引当額を減少する傾向があるなど、配当政策と税効果会計をめぐる裁量的な会計行動が関係していることを示している。さらに信用格付業者規制後には倒産可能性が高い企業に対して格付機関が繰延税金資産の資産性を認めない傾向があるなど、債権者保護にあたって、繰延税金資産の資産性を勘案した制度設計が必要であることを示す実証的な証拠を示している点で評価できる。

第3に、日本企業における税効果会計をめぐる経営者の裁量行動と金融規制、金融機関支援との関係に関する実証的な証拠を提示している点で評価できる。日本では税効果会計の導入が金融機関による貸倒引当金の計上を促進させたことを先行研究が示すのに対して、本研究では税効果会計の導入が不良債権処理の対象となる個別貸倒引当金の計上を促す行動には結びついておらず、むしろ不良債権処理とは関係が小さい一般貸倒引当金の計上を促している点を明らかにしている。また金融機関が企業に追い貸しをするにあたって、繰延税金資産の回収可能性をめぐる裁量的な利益捻出を促している点も示すなど、日本では他国と異なる事象が税効果会計をめぐる裁量的な会計処理を促進している点を示している点で評価できる。

しかし、本論文にも問題点がないわけではない。その1つは、日本企業における税効果会計をめぐる裁量的な会計行動を促す要因を幅広く検証することを重視したがゆえに、個別の検証に対する解釈や分析で部分的に不十分な箇所が見受けられる点である。

ただしこれらは本論文の長所を損なうものではなく、筆者の今後の努力と更なる研究で克服が可能である。なにより、日本の制度的な特徴を前提として、日本企業における税効果会計をめぐる経営者の裁量的な会計処理の実態やそれに影響を与える制度的な諸要因を多面的に分析し、その実証的な証拠を蓄積した貢献は大きい。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。